

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

令和 2 年 4 月 1 4 日  
経済産業省産業保安グループ  
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」)第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『令和元年度第3回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

#### 【参考】消安法

(内閣総理大臣への報告等)

#### 第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

## 原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201700703 平成29年6月(大阪府) 平成30年1月26日	サンダル	No.500	関西丸泰ゴ ム工業所	(重傷1名) 当該製品を履いていたところ、足に皮膚炎を発症した。	<p>○製品パッチテストは、当該製品の中敷きで陽性反応を示した。</p> <p>○すべての化学物質ではないが、考える範囲の化学物質によるパッチテストは、同等品の中敷きから検出された光安定剤であるTinuvin770のみ陽性反応を示し、当該製品の中敷きから検出された成分は陰性反応であった。</p> <p>○陽性反応を示したTinuvin770は、当該製品から検出されず、製造工程での使用が確認できなかった。</p> <p>●当該製品の中敷きとの接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定されるが、原因物質は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
2	A201800127 平成30年5月1日(大阪府) 平成30年6月8日	電動アシスト 自転車	BE- ENDS633	パナソニック サイクルテック株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、当該製品のサドル部が破損し、壁に衝突、首を負傷した。	<p>○使用者が当該製品で走行中、突然サドルが前下がりになってバランスを崩し、ハンドルで胸を打ってむち打ちになった。</p> <p>○当該製品には、事故発生以前に生じたと推定される正面衝突及び転倒の痕跡が認められた。</p> <p>○サドルのレザーカバーの先端部分に著しい摩耗が認められたことから、使用者はふだんからサドルの前寄りに着座していたものと考えられ、サドルの後方にあるコイルばねが十分に衝撃を吸収できない状態であったと推定された。</p> <p>○当該製品の舟線は、事故発生以前から既に過大な荷重が加わったことで亀裂を生じ、段差を乗り越える等の衝撃が繰り返し加わったことで亀裂が徐々に進展し、疲労破壊に至ったものと考えられた。</p> <p>○当該製品と同等品の舟線でロックウェル硬度を比較した結果、値はそれぞれ75HRB及び88HRBであったことから、当該製品は同等品に比べて強度が劣っていると考えられた。</p> <p>○当該製品の舟線を分析した結果、炭素含有量は0.19%でJIS G 3506「硬鋼線材(SWRH)」の規定値(0.24%~0.86%)を満たしていなかった。</p> <p>○当該製品の舟線は直径が平均6.98mmで、同等品の平均7.23mmよりも細かった。</p> <p>○当該型式品の舟線は、材質がSWRH相当と指定されていたが、詳細な仕様は指定されていなかった。</p> <p>○当該型式品は、JIS D 9431「自転車-サドル」の疲労試験に合格していたが、試験時に使用された舟線の仕様は確認できなかった。</p> <p>●当該製品は、使用者がサドルの前寄りに着座していたため、衝突や大きな段差を乗り越えた際に過大な荷重が加わって疲労破壊に至った可能性が考えられるが、当該製品のサドルは同等品よりも強度が低く、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
3	A201800347 平成30年8月29日(広島県) 平成30年9月11日	エアコン(室外機)	MSZ- FX28DG	三菱電機株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、全体的に焼損しており、ファンカバー等の樹脂部品は焼失していた。</p> <p>○ファンルーム内にあるファンモーターは著しく焼損しており、ファンモーター基板は、内部配線の接続部の銅箔パターンがはがれており、一部に溶融した痕跡が認められた。</p> <p>○ファンモーターは、ロック状態であったが、内部の巻線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○インバーター基板からファンモーターへの給電線は被覆が焼失していたが、断線や溶融痕は認められなかった。</p> <p>○インバーター基板、フィルター基板等の電装品室の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、ファンモーター基板と内部配線の接続部から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間：18年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A201800432 平成30年10月16日(埼玉県) 平成30年10月30日	電気冷温風機 (加湿機能付)	AHC-107	シロカ株式 会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品を初めて温風機として使用したところ、使用開始から約10分後に火災が発生した。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂の大部分が焼失していた。 ○電源基板の部品、制御基板、ヒーター、ヒーター用リード線の端子等、一部の電気部品が焼失して確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があり、詳細な使用状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
5	A201800439 平成30年10月28日(東京都) 平成30年11月1日	リチウム電池 内蔵充電器	NP-DPB01	株式会社直 村企画	(火災) 車両内で当該製品を使用 中、当該製品を焼損する火災 が発生した。	○当該製品の樹脂製外郭は著しく溶融、変形し、一部が焼損炭化しており、打痕等の外的な異常負荷の有無を特定することはできなかった。 ○リチウムポリマー電池セルは焼損しており内部の電極体は、正極アルミ箔が2分の1程度欠損し、負極銅箔は熱による変色が認められた。 ○制御基板は電池セルが配置されていた位置を中心に焼損していた。 ○当該製品のUSBコネクタ及び事故発生時に使用されていたUSBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A201800453 平成30年10月1日(岡山県) 平成30年11月7日	空気清浄機 (加湿機能付)	KI-750Y8	シャープ株 式会社	(火災) 建物を全焼する火災が発生 し、現場に当該製品があっ た。	○事故発生時、使用者宅は無人であったが、当該製品は1年以上前から連続運転されており、当該製品付近は著しく焼損していた。 ○当該製品は全体的に著しく焼損し、樹脂部品の大部分が溶融していた。 ○ファンモーター等の本体内部に残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、後ルーバー開閉モーター及び赤外線受光センサー基板は確認できなかった。 ○内部配線は、一部が断線し焼失していたが、残存する部分に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは被覆が焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明で、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
7	A201800461 平成30年10月7日(千葉県) 平成30年11月9日	エアコン	CS-287CF	パナソニック 株式会社	(火災、死亡1名、軽傷2名) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生し、1名が死亡 し、2名が軽傷を負った。	○一般住宅を全焼する火災が発生し、当該製品が設置された部屋の焼損が著しかった。 ○当該製品の焼損は著しく、据付板、ファンモーター、熱交換器、電源箱カバー及び電源コードの一部が残存していた。 ○電源コードの一部の芯線に溶融痕が認められた。 ○制御基板、ルーバーモーター、リレースイッチ、内部配線等の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、ファンモーター及び電源コードの一部を除く電気部品が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:3か月
8	A201800463 平成30年10月10日(埼玉県) 平成30年11月9日	冷風機	SS-25DG-1	株式会社ス イデン	(火災) 工場を全焼する火災が発生 し、現場に当該製品があっ た。	○事故発生時、当該製品は作動していなかったが電源プラグはコンセントに差し込まれたままであった。 ○当該製品の樹脂製外郭及び熱交換器用アルミフィンは全て焼失していた。 ○電装箱内の送風ファンモーター用及び圧縮機用コンデンサーは一部を残して焼失していた。 ○電装箱内の電源端子台の固定ねじのうち、1個は頭部が溶融し、他の2個は圧着端子の根元で芯線が溶融していた。 ○電装箱内の電源コードの芯線先端に溶融痕が認められた。 ○ファンモーターは焼損していたが、詳細を確認できなかった。 ○操作スイッチ類及びハーネスの一部は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A201800472 平成30年10月7日(神奈川県) 平成30年11月13日	ノートパソコン	dynabook R731/C	株式会社東芝(現 Dynabook株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品をACアダプターに接続した状態で、使用者が外出中に火災が発生した。</li> <li>○当該製品の焼損は著しく、大部分の樹脂が焼失していた。</li> <li>○事故現場から回収された部品は、ハードディスクドライブ、リチウムイオン電池セル、基板の一部及び電源コードであった。</li> <li>○バッテリーパックに内蔵されている電池セル6個のうち、確認できたのは4個であった。</li> <li>○残存していた電池セルのうち1個は電極体、外装缶が半分ほど焼失し、センターピンが露出していた。</li> <li>○残りの電池セルのうち1個は正極キャップが外れて、2個は著しく焼損していたが、外装缶に開裂等は認められなかった。</li> <li>●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
10	A201800476 平成30年9月18日(埼玉県) 平成30年11月15日	電気乾燥機 (靴用)	SD-4643	ツインバード工業株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用者は、当該製品のタイマーを120分にセットして靴の乾燥を始めた後、外出した。</li> <li>○当該製品の焼損は著しく、外郭を含む樹脂製部品は焼失していた。</li> <li>○電源コードの断線部に短絡痕が複数認められたが、一次痕か二次痕か特定できなかった。</li> <li>○基板は著しく焼損し、ブリッジダイオード、フィルムコンデンサー等の電気部品が確認できなかった。</li> <li>○ヒーター部、モーター、電源プラグ等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○当該製品は中古品として購入されたものである。</li> <li>●当該製品は、基板上の電気部品の不具合又は電源コードへの繰り返しの外力による半断線から異常発熱し、出火に至ったものと考えられるが、基板の焼損が著しく、確認できない電気部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
11	A201800495 平成30年11月9日(滋賀県) 平成30年11月27日	電子レンジ	HMR- TR221-Z6	日立コンシューマ・マーケティング株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を破損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品で冷凍食品を温めていたところ、庫内から異音が生じて炎が上がった。</li> <li>○導波管カバーは中央部が焼損し、庫内側の表面に荒れが認められた。</li> <li>○導波管カバー焼損部に付着物が認められたが、付着物の成分は特定できなかった。</li> <li>○庫内に食品かす等の異物の付着は認められなかった。</li> <li>○庫内の開口部(導波管出口)の縁の一部が焦げて変色していた。</li> <li>○庫内の開口部にバリは認められなかった。</li> <li>○マグネトロン等、その他の電気部品に変色や焼損等の異常は認められなかった。</li> <li>○当該製品は購入から5日目であり、初回使用ではなかった。</li> <li>●当該製品は、庫内の導波管カバー付近に異物があつた状態で運転したため、導波管カバーが焼損した可能性が考えられるが、異物が調理物由来のものか、製品由来のものかなどの詳細が特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
12	A201800496 平成30年10月1日(岡山県) 平成30年11月27日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	RPI H10J	デルタ電子 株式会社	(火災) 事業所で当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	<p>○事故発生の6日前、山の斜面に設置された太陽光発電設備で草刈り作業を実施していた作業員は、同型式のパワーコンディショナ(太陽光発電システム用)5台のうち当該製品を含む2台から異音と発煙を確認し、付近の配線ケーブルの一部が損傷しているのを発見した。</p> <p>○作業員が当該設備の管理会社に連絡し、管理会社の社員が確認したところ、2台のパワーコンディショナは発煙が収まっており、内部底面に液体がたまっていたため、故障と判断し、交流側との関係を解列して帰社した。</p> <p>○2台のパワーコンディショナの修理が未対応のまま、事故発生前日に台風が通過し、その翌日、2台のパワーコンディショナ及びその配線ケーブルの一部から炎が上がり、付近の枯れ草に延焼した。</p> <p>○事故発生時、発煙していた2台のパワーコンディショナのうち、当該製品は前扉が閉じていたが、一方の同型式品は前扉が開いた状態であった。</p> <p>○当該製品は、外郭に焼損は認められなかったが、内部のメイン基板の直流入力部付近が焼損しており、焼損部の逆流防止ダイオード、避雷素子及び基板の銅箔パターンは焼失し、付近の直流昇圧用電解コンデンサーは膨張して、防爆弁が開いていた。</p> <p>○同型式品は、前扉のロック部が破損して開いた状態であり、メイン基板は直流昇圧用電解コンデンサー付近が焼失していたが、コンデンサーは膨張して防爆弁が開いていただけで、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○事故発生現場のパワーコンディショナに接続されていた太陽電池モジュールの配線ケーブルは確認できておらず、太陽光発電設備の施工記録、保守管理体制等の詳細は不明であった。</p> <p>●当該製品は、メイン基板に過電圧が入力されて焼損した可能性が考えられるが、メイン基板の焼損が著しく、確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
13	A201800512 平成30年11月20日(兵庫県) 平成30年11月30日	ルーター(パン コン周辺機 器)	PR-400KI (西日本電信 電話株式会 社ブランド)	沖電気工業 株式会社(西 日本電信電 話株式会社 ブランド)	(火災) 倉庫で当該製品を使用中、 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	<p>○当該製品は外郭樹脂の大部分が溶融しており、原形をとどめていなかった。</p> <p>○当該製品の制御基板は、光ネットワーク(ONU)基板と、後段のホームゲートウェイ(HGW)基板の2枚で構成されており、いずれの基板も電子部品が脱落し、銅箔パターンが部分的になくなっていた。</p> <p>○ONU基板の電流ヒューズは切れていたが、後段のHGW基板の電流ヒューズは切れていなかった。</p> <p>○ONU基板とHGW基板を接続する2芯の接続ケーブルに溶融痕は認められなかったが、HGW基板側の接続コネクタは外郭が全て焼失し、片極の芯線がコネクタから外れていた。</p> <p>●当該製品の制御基板付近から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
14	A201800518 平成30年11月9日(奈良県) 平成30年12月4日	電動工具(ドラ イバー、充電 式)	LFX-50-018	コーナン商 事株式会社	(火災) 当該製品のバッテリーを充電 中、当該製品の充電器及び 周辺を焼損する火災が発生 した。	<p>○当該製品付属の充電器を使用し、本体から取り外したニカドバッテリーを充電中に事故が発生した。</p> <p>○充電器の電源コードは充電器側の取出口付近で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕か特定はできなかった。</p> <p>○当該製品本体に、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○充電器の基板及び充電端子に、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品付属のバッテリーは確認できなかった</p> <p>●当該製品は、充電器の電源コードから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、バッテリーを確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
15	A201800525 平成30年11月22日(兵庫県) 平成30年12月6日	電気ストーブ	GS-1000(株式会社山善ブランド)	株式会社 ミュージー コーポレー ション(株式 会社山善ブ ランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○使用者は、寝室のじゅうたんの上で当該製品を使用中にその場を離れ、においがしたため 寝室に戻ったところ、当該製品が倒れており、付近にあった足置き用の枕が燃えていた。 ○本体正面のガードは、中央部に枕カバーと動物の毛が炭化した状態で付着していた。 ○ガード内の反射板下部に多量の綿ぼこりと動物の毛が一部炭化した状態で付着してい た。 ○当該製品のその他の部分に焼損は認められず、製品内部の電気部品に出火の痕跡は認 められなかった。 ○転倒時オフスイッチは、事故発生時は正常に動作しておらず、通電が継続する状態であ ったが、事故発生後に確認したところ、正常動作が認められた。 ○転倒時オフスイッチの押し込み部に擦過痕が認められた。 ○使用者は大型犬1匹と猫6匹を室内で飼育していた。 ●当該製品は、床に倒れた際に転倒時オフスイッチが動作せず、付近に置かれていた枕に ヒーター面が接触し、焼損したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明で、転 倒時オフスイッチが動作しなかった原因が特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の 特定には至らなかった。	
16	A201800528 平成30年11月22日(千葉県) 平成30年12月6日	スチームアイ ロン	NI-CL402	松下電器産 業株式会社 (現 パナソ ニック株式 会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品のベース部に接する樹脂製外郭に溶融、焼損が認められた。 ○ベース部と樹脂製断熱板の隙間はシールされておらず、内部のベース部の全面に腐食が 認められた。 ○ベース部の水供給路のシール性能は、パッキンの焼損により確認することはできなかつ た。 ○ベース部に実装された温度過昇防止装置は、内部に腐食が認められたほか、作動温度が 定格を超えていた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は水タンクを取り外さないで給水したり、何度か水没させたりしていた。 ●当該製品は、アルミ製ベース部の水供給路以外に水が浸入したため、温度過昇防止装置 が故障してヒーターが異常発熱し、焼損に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不 明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A201800563 平成30年11月24日(広島県) 平成30年12月20日	照明器具	不明	松下電工株 式会社又は パナソニック 電工株式会 社(現 パナ ソニック株式 会社)	(火災) 建物を全焼する火災が発生 し、現場に当該製品があつ た。	○事故発生前日、使用者の遺族の1人が数か月ぶりに使用者宅を訪問し、遺品整理のため に屋内で引越事業者と作業を行った後、施錠して使用者宅を離れたところ、事故発生当日の 2時頃に出火した。 ○事故発生以前から使用者宅は空き家で、長期間無人であった。 ○当該製品は全体的に焼損が著しく、シェード等の可燃物は焼失していた。 ○電源コードは、引掛シーリングを含む大部分が焼失していた。 ○ロータリー式の点灯スイッチは、「消灯」の位置で焼損していた。 ○内部のメイン基板は炭化し、実装部品が脱落していたが、脱落した部品に出火の痕跡は 認められなかった ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、 事故原因の特定には至らなかった。	・A201800559(換気 扇(床下用))と同 一事故
18	A201800571 平成30年12月15日(埼玉県) 平成30年12月25日	エアコン(室外 機)	R56FNP	ダイキン工 業株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は運転していなかった。 ○当該製品は電装部を中心に著しく焼損し、付近の外郭樹脂が焼失していた。 ○ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○基板の焼損は著しく、基材の大部分が焼失し、小型の実装部品の多くが焼失していたが、 コンデンサー、パワートランジスター等の残存する部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○圧縮機、端子盤等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は運転停止中でもプリント基板に通電される仕様であった。 ●当該製品の焼損は著しく、基板の大部分が焼失して確認できなかったことから、製品起因 か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:不明 (製造期間から12 年5か月~14年1か 月と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
19	A201800582 平成30年12月13日(山口県) 平成30年12月27日	電子レンジ	RE-T2W6	シャープ株式会社	(火災、死亡1名) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は全体的に著しく焼損しており、操作パネル、ドアフレーム等の樹脂部品は全て焼失し、外郭には落下衝撃等による大きな変形が認められた。</li> <li>○庫内は全体的に著しい焼損が認められ、調理物等の有無は特定できなかった。</li> <li>○フィルター基板、制御基板及びラッチスイッチは焼失していた。</li> <li>○電源コード、電源プラグ、マグネトロン等の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○事故発生時、使用者の娘が確認したところ、当該製品付近のレースのカーテンが燃えていた。</li> <li>●当該製品の焼損は著しく、事故発生時の状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
20	A201800592 平成30年11月12日(神奈川県) 平成30年12月28日	冷風機	SS-25DC-1	株式会社スイデン	(火災) 工場で当該製品を延長コードに接続していたところ、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は著しく焼損し、樹脂製の外郭部品は焼失していた。</li> <li>○電源スイッチ及び内部配線の一部は焼失又は紛失しており、確認できなかった。</li> <li>○圧縮機の焼損は著しいが、端子部に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○電源コード、コンデンサー等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○近傍で使用されていた類似品も著しく焼損していた。</li> <li>○当該製品及び類似品に電源供給していた3本の延長コードのうち、1本の刃受金具に異常発熱した痕跡が認められた。</li> <li>●当該製品の焼損は著しく、確認できない電気部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	・A201800593(冷風機)と同一事故
21	A201800593 平成30年11月12日(神奈川県) 平成30年12月28日	冷風機	SS-25DD-1	株式会社スイデン	(火災) 工場で当該製品を延長コードに接続していたところ、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は著しく焼損し、樹脂製の外郭部品は焼失していた。</li> <li>○電源スイッチ、端子台及び内部配線の一部は焼失又は紛失しており、残存していた内部配線及び電源コード1本に溶融痕が認められた。</li> <li>○圧縮機用コンデンサーは穴空きが認められ、ファンモーター用コンデンサーは確認できなかった。</li> <li>○近傍で使用されていた類似品も著しく焼損していた。</li> <li>○当該製品及び類似品に、3本の延長コードが接続されており、1本の刃受金具に異常発熱した痕跡が認められた。</li> <li>●当該製品の焼損は著しく、確認できない電気部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	・A201800592(冷風機)と同一事故
22	A201800620 平成30年12月30日(神奈川県) 平成31年1月11日	エアコン(室外機)	R22DES8	ダイキン工業株式会社	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の焼損は著しく、樹脂製の前板、天板等が焼失していた。</li> <li>○当該製品の底面に溶融した樹脂が付着しており、その樹脂に軍手及びたばこの吸い殻が付着していた。</li> <li>○制御基板は焼失し、ほとんどの部品は確認できなかった。</li> <li>○接続配線の一部が断線し、断線部に溶融痕が認められた。</li> <li>○電解コンデンサーを実装した基板が焼失し、電解コンデンサーが脱落していた。</li> <li>○脱落した電解コンデンサーの接続端子に溶融痕が認められた。</li> <li>○ファンモーター、圧縮機、リアクター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	・使用期間:16年
23	A201800650 平成31年1月12日(千葉県) 平成31年1月22日	ウォーターサーバー	HC98L-WD AM2	プレミアムウォーター株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故発生時、使用者は不在であったが、当該製品は電源に接続されていた。</li> <li>○当該製品の焼損は著しく、ボトルカバー、底面以外の樹脂部品は焼失していた。</li> <li>○LEDランプ基板配線や冷水用サーモスタット間の配線に断線や溶融痕が認められた。</li> <li>○圧縮機用配線に溶融痕が認められ、電流ヒューズが切れていた。</li> <li>○温水ヒーター、圧縮機用モーター、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>●当該製品の内部配線から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
24	A201800654 平成31年1月4日(不明) 平成31年1月23日	発電機(携帯型)	7VU	ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社	(火災) 船舶を焼損する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は、船舶内でエアコンの電源として使用されていた。 ○海上で釣行中の船舶において、当該製品が燃えていたとの申出内容であり、船舶は沈没した。 ○引き上げられた船舶に当該製品はなく、当該製品の確認はできなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
25	A201800657 平成30年12月24日(広島県) 平成31年1月24日	物干し(室内用)	JAN:454731 5820719	株式会社良品計画	(重傷1名) 当該製品を組み立てていたところ、右指を可動部に挟み、負傷した。	○使用者は、当該製品の組立て時に内枠と外枠の交差部に手を挟んだため、右手小指の爪がはがれて骨折した。 ○寝かせて組み立てていた当該製品を起こそうとした際に事故が発生したとの申出内容であったが、詳細は不明であった。 ○内枠及び外枠は交差部付近で上下に分かれており、組立ての際、上下の接続部付近をねじ止めて固定する必要があるが、内枠のねじ止めは当該製品を寝かせた状態で行えるが、外枠のねじ止めは、内枠により外枠のねじ穴が隠れるため、寝かせた状態ではねじ止めができない構造であった。 ○交差部は、内枠及び外枠の左右2か所をリベットで固定した構造で、交差部付近に血痕と考えられる付着物が認められた。 ○交差部を含む内枠と外枠の間隔は約3mmであった。 ○当該製品は分解された状態で、組立て用のねじは確認できなかったが、外観に曲がり、バリ等の異常はなく、組立て時にも特段の不具合は認められなかった。 ●当該製品は、交差部を含む内枠と外枠の隙間が狭く、寝かせた状態のまま内枠及び外枠をねじ止めできない構造であったことから、使用者が当該製品の組立て中、寝かせた状態の当該製品を起こそうとした際に、内枠と外枠の交差部で指を挟み、負傷したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
26	A201800666 平成31年1月13日(大阪府) 平成31年1月25日	浄水器	eSpring	日本アムウェイ合同会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、ACアダプターを接続して使用する浄水器で、ACアダプターから電源供給はされていたが、運転中ではなかった。 ○当該製品本体、壁コンセント及びACアダプターは、密集した状態で調理台上の3口ガスコンロ付近に設置されており、ACアダプターは台所の壁コンセントに接続されていた。 ○当該製品本体は全体的に焼損しており、ガスコンロ側が著しく焼損し、ガスコンロ側に傾いていたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○ACアダプターの残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、雑音防止用コンデンサー等の電気部品が一部確認できなかった。 ○焼損した台所用品が流し台に放り込まれていたが、事故発生時の詳細な設置状況は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があり、外部からの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
27	A201800675 平成30年11月21日(和歌山県) 平成31年1月31日	リチウムイオン電池	18650	ヴァストマート株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故現場に当該製品2本を含む複数のリチウムイオン電池セル、充電器及びモバイルバッテリーが保管されていた。 ○当該製品は電池セル2本のうち、1本の外装缶のみ確認できたが、内部の電極体及び保護回路基板は確認できなかった。 ○事故発生時、当該製品は満充電で保管されており、他社製の電池セル2本が充電中であった。 ○当該製品を除く電池セル、充電器及びモバイルバッテリーの事業者名等の詳細は不明であった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったこと、外部からの延焼により焼損した可能性が考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
28	A201800689 平成30年11月26日(神奈川県) 平成31年2月7日	電気ケトル	KO4301JP	株式会社グループセブ ジャパン	(重傷1名) 当該製品でお湯を沸かした後、蓋を開けようとしたところ、蓋が飛んで中のお湯が右腕に掛かり、火傷を負った。	○当該製品が満水の状態で湯を沸かした際、沸騰後も電源が切れず、手で電源を切り、蓋のつまみを持って開けようとしたところ、蓋が飛んで、湯が右手首から肘にかかり、火傷を負った。 ○当該製品は使用者により廃棄されており、詳細な使用状況も不明であった。 ○同等品を用いて、蒸気穴を塞いで動作させた結果、沸騰検知が作動せず、加熱が継続され、蓋のロック解除時に、蓋が飛ぶには至らなかったが、音がして湯が飛び出し、内圧の上昇が認められた。 ●当該製品の確認ができず、また詳細な使用状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
29	A201800699 平成31年1月15日(富山県) 平成31年2月7日	電気衣類乾燥機	DE-203	株式会社日立製作所(現日立アプライアンス株式会社)	(火災) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、外装に焼損痕は認められず、ドラム内の乾燥フィルター及び送風ファンが焼損していた。 ○ドラム内において乾燥中の衣類が一部焼損していたが、油分の付着は認められなかった。 ○モーターからファンを回転させるためのベルトが焼損していた。 ○ヒーター、コンデンサー等が設置された当該製品下部に大量のほこりが堆積しており、モーター付近のほこりが焼損していた。 ○モーター、コンデンサー、ヒーター、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の内部から出火した可能性が考えられるが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められず、着火源の特定ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
30	A201800727 平成31年1月25日(長野県) 平成31年2月19日	凍結防止用ヒーター(水道用)	AZ-WA-H1-1m	株式会社ワーク	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は焼損が著しく、電源コードにカシメ接続された母線導体及びヒーター被覆の一部は残存していたが、ヒーター部は焼失していた。 ○電源コードはヒーター側から約20cmの位置で焼損、溶断していたが、カシメ及び母線導体に熔融等の異常は認められなかった。 ○当該製品が設置されていた給湯機の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存していた部分に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しくヒーター部が焼失していることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
31	A201800731 平成30年12月20日(東京都) 平成31年2月21日	照明器具(投光器、充電式)	BAT-H30W-L1PSS-8H	日動工業株式会社	(火災) 工事現場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品含む照明器具3台、他社製電動工具用の充電器及びリチウムイオンバッテリーパックが焼損していた。 ○照明器具3台及びバッテリーパックは保管中であり、充電中ではなかった。 ○照明器具3台のうち、2台の焼損は著しく、内蔵のリチウムイオン電池セルが格納されていた部分が焼損し、アルミ製外郭は溶融し穴が空いていた。 ○電池セルは封口体が外れているものや、封口体の中心に穴が空いているもの等があり、電極体が焼損し、負極鋼箔の一部に溶融痕が認められた。 ○基板はいずれも焼損していたが、穴空きや欠損等、出火の痕跡は認められなかった。 ○他社製電動工具用バッテリーパックの電池セルに熱暴走した痕跡が認められた。 ●当該製品内蔵のリチウムイオン電池セルからの出火の可能性も考えられるが、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A201800733 平成31年2月13日(兵庫県) 平成31年2月21日	エアコン	RAS-5668V	東芝ライフスタイル株式会社	(火災) 倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂が焼失していた。 ○電源端子板、ファンモーター、電源コード、内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の内外連絡線が連結端子で途中接続されており、3芯のうち1芯の連結端子接続金具が芯線との接続部で溶融していた。 ○制御基板、表示基板の大部分が焼失しており確認できなかった。 ○室外機に焼損は認められなかった。 ●当該製品は、内外連絡線を途中接続したため、接続部で異常発熱し、出火したものと推定されるが、制御基板等の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:4か月

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
33	A201800754 平成31年1月17日(広島県) 平成31年2月28日	電動工具(ドライバー、充電式)	TD171D	株式会社マキタ	(火災) 施設で当該製品にバッテリーを装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生前日の17時頃、当該製品を使用後、バッテリーを装着した状態で事故現場に置いていたところ、翌日の2時頃に出火した。 ○事故現場は屋外であったとの情報があったが、詳細は不明であった。 ○当該製品は全体的に焼損して樹脂部品が焼失していたが、モーター、コントロール基板等の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○内部配線の接続部端子等の電気部品は確認できなかった。 ○当該製品に装着されていたバッテリーは、10個のリチウムイオン電池セルのうちの1個が著しく焼損しており、内部の電極体の大部分は焼失していた。 ●当該製品は、装着されていたバッテリーから延焼したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201800755(バッテリー(リチウムイオン、電動工具用))と同一事故
34	A201800755 平成31年1月17日(広島県) 平成31年2月28日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BL1860B	株式会社マキタ	(火災) 施設で当該製品を電動工具に装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生前日の17時頃、電動工具を使用後、当該製品を装着した状態で事故現場に置いていたところ、翌日の2時頃に出火した。 ○事故現場は屋外であったとの情報があったが、詳細は不明であった。 ○当該製品は、10個のリチウムイオン電池セルのうちの1個が著しく焼損しており、内部の電極体の大部分は焼失していた。 ○電動工具本体は著しく焼損しており、一部の電気部品が確認できなかった。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201800754(電動工具(ドライバー、充電式))と同一事故
35	A201800757 平成31年2月17日(福岡県) 平成31年2月28日	ノートパソコン	LB-B511E	株式会社マウスコンピュータ	(火災) 工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該工場は終業しており、無人であった。 ○当該製品を机上に置き、ACアダプターをタップに接続して充電を行っていたところ、当該製品付近から出火して周辺の椅子、書類等が焼損した。 ○当該製品は折りたたまれた状態で焼損しており、天板側は焼損が著しく、外郭が焼失していたが、バッテリーパック装着部である底面側は焼損しているものの、外郭の大半が残っていた。 ○当該製品のバッテリーパック内のリチウムイオン電池セル6個のうち、5個は確認できなかったが、確認できた1個は焼損し、外装缶が開裂して内部電極が焼失していた。 ○当該製品の基板等のその他の電気部品、ACアダプター及びタップに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のバッテリーパック内のリチウムイオン電池セルで内部短絡したため、出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
36	A201800759 平成31年2月17日(兵庫県) 平成31年3月1日	延長コード	WLS-42EB(W)	朝日電器株式会社	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の4口タップ部は、電源コード側から順に、1つ目にHDD、3つ目にテレビ、4つ目にブルーレイプレーヤー用ACアダプターが接続されており、各々の差込口の個別スイッチは全てオンの位置であった。 ○当該製品は、電源コード側から4番目の差込口付近が焼損し、タップ部裏面の外郭樹脂は穴が空いていた。 ○タップ焼損部の差込口は、電源プラグとの突き合わせ面に焼損は認められなかったが、内部の刃受金具が焼失していた。 ○焼失した刃受金具付近の外郭樹脂は炭化していた。 ○焼損した差込口に接続されていたACアダプターの電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、タップ部内部でトラッキング現象が生じて出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
37	A201800784 平成30年11月30日(京都府) 平成31年3月11日	マルチタップ	CY-C3WH15	サイバートレーディング株式会社	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を熔融する火災が発生した。	○当該製品は3口マルチタップで、2口コンセントの下側の差込口に接続されており、当該製品には電気ストーブ(1025W)、ルーター(6W)及び電気冷蔵庫(50W)が接続されていた。 ○コンセントの上側の差込口に3口延長コードが接続されており、延長コードには電子レンジ(950W)、空気清浄機(56W)及び照明器具(40W)が接続されていた。 ○使用者の家族が電気ストーブを使用後、電気ストーブの電源プラグを当該製品から抜こうとした際、当該製品及びコンセントの熔融を確認した。 ○当該製品の外郭樹脂は、片極側の栓刃可動部付近の焼損が著しく、栓刃可動部は焼損し、熔融していた。 ○片極側の栓刃可動部付近に曲がりが見られた。 ○コンセントに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、使用中に外力が加わったため、栓刃可動部に接触不良が生じて異常発熱し、出火に至った可能性が考えられるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201800652(コンセント)と同一の事故
38	A201800791 平成30年4月7日(兵庫県) 平成31年3月13日	電気ストーブ	DH-909R	株式会社コロナ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生当時、当該製品は使用されていた。 ○当該製品は廃棄処分されており、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
39	A201800799 平成31年2月19日(福岡県) 平成31年3月15日	携帯電話機 (スマートフォン)	SCL23(KDDI株式会社 auブランド)	サムスン電子ジャパン株式会社 (KDDI株式会社 auブランド)	(火災) 事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はバッテリーパック収納部が焼損し、液晶画面の一部が熱変色していた。 ○当該製品は本体外郭の角に複数の落下痕が見られた。 ○当該製品バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルは膨張し、安全弁2か所のうち1か所が開いた状態で内部の電極体が露出しており、充電回路不良時にみられる安全弁が開いた状態と酷似していた。 ○電池セルは正極側電極板及びセパレーターがほぼ焼失しており、負極側電極板はカーボン塗布剤が焼損し一部にはく離が見られ、銅箔は焼損して、周期的に穴空きが見られた。 ○バッテリーパックに内蔵されていた充電回路は焼損しており、異常の有無は確認できなかった。 ○メイン基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが内部短絡して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、外力による影響も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
40	A201800801 平成31年2月18日(鳥取県) 平成31年3月18日	配線器具 (コードリール)	N-30	日動工業株式会社	(火災) 学校で当該製品を延長コードに接続して電気製品を使用していたところ、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、全長30mの電源コードを有するコードリールで、本体のコンセント部に冷蔵庫が接続され、電源プラグは電源タップを介して隣の教室の壁コンセントに接続されていた。 ○当該製品に冷蔵庫以外の電気製品は接続されておらず、電源タップも当該製品以外の電気製品は接続されていなかった。 ○当該製品の電源プラグと電源タップが著しく焼損していた。 ○電源プラグの栓刃は、電源タップの刃受金具との接続部付近で溶断し、焼失して確認できなかったが、カシメ部に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源タップは、内部で栓刃と刃受金具が配線接続された構造であり、栓刃に異常発熱の痕跡は認められなかったが、刃受金具は焼失しており、確認できなかった。 ○当該製品本体及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグと電源タップとの接続部で異常発熱し、出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
41	A201800802 平成31年2月11日(広島県) 平成31年3月18日	照明器具(センサー付)	WY-TH12D	株式会社ドウシヤ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生の2、3日前に、使用者は当該製品のシェードカバーを取り外し、内部に入っていた多数の虫を清掃したところ、当該製品から異音がするようになった。 ○事故発生の2時間ほど前から異音がしており、事故発生時も当該製品から異音が出て出火し、使用者が水を掛けて消火した。 ○LED基板は、局所的に焼損しており、銅箔パターンのはく離及び断線が認められた。 ○LED基板裏側に位置する本体金属板は、はく離した銅箔パターン付近の箇所まで塗装がはがれ、スパーク痕が認められた。 ○電源基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、LED基板と付近の本体金属板との間で絶縁不良となり、スパークが生じて出火に至ったものと推定されるが、事故発生以前の使用状況が不明のため、絶縁不良の原因が特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
42	A201800810 平成31年2月28日(山口県) 平成31年3月20日	エアコン(室外機)	AR40BRP	ダイキン工業株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、ファンルーム側及びその直上の加湿ユニットが著しく焼損し、プロペラファン等の樹脂部品が焼失していたが、機械室側の焼損は軽微であった。 ○ファンルーム内のファンモーター及びモーター基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーターの配線は、絶縁被覆が焼損しており、ファンモーター下側で断線し、断線部に溶融痕が認められ、ファンモーター取付台と接触した状態であった。 ○加湿ユニット、メイン基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、ファンモーターの配線から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、外部からの延焼による可能性も考えられ、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間：17年
43	A201800812 平成30年5月8日(愛知県) 平成31年3月20日	リチウム電池内蔵充電器	TLA12LUW	多摩電子工業株式会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、樹脂製外郭ケースが破損、焼損していた。 ○制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○リチウムポリマー電池セルの焼損は著しく、内部電極の大部分が焼失して確認できなかった。 ●当該製品は、内部のリチウムポリマー電池セルが内部短絡したため、異常発熱して焼損したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
44	A201800817 平成31年2月23日(福岡県) 平成31年3月22日	デスクヒーター	CL-S102	株式会社ピー・アル・オー	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は、ヒーター一部が3つ折りの構造で、床に立てて使用する製品であった。 ○机の下で当該製品を使用していたところ、当該製品本体から火が出ていることに気付き、使用者が履いていた着衣の一部に穴が空き、右太もも裏側に火傷を負った。 ○中央パネルの表側に約2cmの穴空きが認められ、本体に掛けられていた布カバーにも約2cmの穴が空いていた。 ○当該製品の穴空き部はヒーター部と電極板との接続部であったが、ヒーター部に断線は認められず、ヒーター部と電極板間で発熱した痕跡や溶融痕は認められなかった。 ○基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のヒーター部と電極板接続部から出火した可能性が考えられるが、接続部の焼損が著しく、詳細な使用状況も不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
45	A201800828 平成30年4月25日(山口県) 平成31年3月28日	温水洗浄便座	TCF9563R	TOTO株式 会	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の焼損に気付いた客が従業員に連絡し、従業員がぬれた布をかぶせて消火した。</p> <p>○当該製品は、電装部を覆うケースカバーが著しく焼損しており、カバー上面中央部は背面側にわたってカバー樹脂が焼失しており、電装部が露出していた。</p> <p>○ケースカバー内の電装部は中央の焼損が著しく、当該箇所には紙類と考えられる焼損物の残存が認められた。</p> <p>○電装部中央は低電圧で動作する洗浄ノズル駆動用モーターが配置されていたが、その他に出火元となり得る電気部品は配置されていなかった。</p> <p>○当該製品は事故発生後に廃棄されたため、詳細について確認ができなかった。</p> <p>○トイレ内に設置されていたトイレ入出監視カメラの確認の結果、事故発生の30分前から人の出入りはなかった。</p> <p>●当該製品は、ケースカバー上面中央部付近から出火に至ったものと考えられるが、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
46	A201900002 平成30年5月3日(和歌山県) 平成31年4月1日	LEDランプ (環形)	KSLE225- 012A	エコデバイス 株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	<p>○当該製品の外郭樹脂は焼損し、穴空きが認められた。</p> <p>○点灯制御回路基板は、外郭樹脂の穴空き箇所と対応した位置で焼損していた。</p> <p>○制御基板上のコントロールICは著しく焼損し、IC付近のチップ抵抗及びチップコンデンサーとともに焼失していた。</p> <p>○使用者は、照明器具に環形蛍光ランプと当該製品を取り付けて使用していたが、事故発生までの2年6か月間、当該製品のみ常時点灯していたとの申出内容であった。</p> <p>○当該製品が取り付けられていた照明器具は、20年前に購入されたもので、事故発生後に廃棄されており、確認できなかった。</p> <p>●当該製品は、制御基板のコントロールIC付近から出火し、外郭樹脂が焼損したものと考えられるが、部品が焼失して確認できず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
47	A201900003 平成31年2月12日(東京都) 平成31年4月1日	電動アシスト 自転車	BE-EXU44	パナソニック サイクルテック株式会社	(重傷1名) 当該製品を停止させようと したところ、転倒し、左足を負傷 した。	<p>○使用者は、勤務先への入門時に社員証を提示するため、ほぼ平面なアスファルト路面を徐行中、速度がほぼ0km/hになり、とっさに足が出ずに転倒し、左足を負傷した。</p> <p>○使用者は、当該製品を購入してから、約2か月間、片道12kmの通勤に使用していた。</p> <p>○使用者は当該製品の前ホークを他社製のサスペンション付き前ホークに交換しており、前ホークを交換してから事故発生日までの数週間はバランスを崩して転倒することはなかった。</p> <p>○同等品及び他社類似品3台に乗車し、加速、減速、徐行及び下り坂走行中にブレーキを掛けたときのブレーキ動作を確認したところ、ブレーキ動作に異常はなく、差異は認められなかった。</p> <p>○当該型式品はBAAに適合している。</p> <p>○当該製品を確認することはできなかった。</p> <p>●当該製品を停車させたときに、使用者がバランスを崩して転倒したものと推定されるが、他社製の前ホークに交換された当該製品を確認できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
48	A201900027 平成31年2月17日(東京都) 平成31年4月9日	杖	OT-37PG	株式会社マ キテック	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 を使用中、当該製品が折れ、 転倒、胸部を負傷した。	<p>○使用者は、自宅で当該製品を使用中、廊下で転倒した際、当該製品の支柱が折れ、肋骨を骨折した。</p> <p>○使用者は、ふだんからよろめくことがあり、事故発生日、当該製品が刺さった(ぶつかった)との申出内容であったが、事故発生日の状況を誰も見ていなかった。</p> <p>○当該製品は、支柱の上部にグリップ部分が2段の握りと、下部に4本の脚を有し、支柱の伸縮は5段階に調節可能であり、脚部から上方へ延びる支柱が、握りから下方に延びる支柱の内側に入り、上下方向の伸縮を調節ピンにより固定する構造であった。</p> <p>○当該製品は、脚部から上方へ延びる支柱の上端部付近で破断しており、破断部の側面に亀裂、打痕、異物等は認められず、前側の破断面の前側にめくれたような変形が認められ、前側以外に著しい凹凸は認められず、先端が均等に薄くなっていた。</p> <p>○同等品及び4種の他社類似品A~Dについて、握り端部に鉛直方向に荷重を加え、破断に至る最大荷重を測定したところ、同等品及び類似品A~Cは、当該製品とほぼ同一位置に亀裂が生じ、類似品Dは、上下の握りの間の支柱下部に著しい屈曲が認められ、亀裂又は屈曲に至ったときの荷重は、同等品は約250N、類似品A~Dはそれぞれ約250N、約280N、約400N、約420Nであった。</p> <p>○破断した同等品及び他社類似品A~Cの破断面をSEM観察したところ、いずれも当該製品の最終破断部付近で観察された延性破壊を示すデンプルが全周に渡って確認された。</p> <p>●当該製品は、脚部から上方へ延びる支柱の上端部を支点とし、支点より上部に前方へ折れ曲がるような曲げ応力が加わったことにより破断したものと推定されるが、事故発生日の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
49	A201900039 平成31年4月2日(愛知県) 平成31年4月12日	エアコン(室外機)	R22VES	ダイキン工 業株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	<p>○当該製品は、樹脂製の前面ファンカバー、ファン及び閉鎖弁カバーが焼失し、天板は電装部側の焼損が著しかった。</p> <p>○電装部のコンプレッサー、制御基板等の電気部品は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○ファンモーターは焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○内部配線に断線、熔融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。</p> <p>●当該製品の内部配線に熔融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:1年
50	A201900054 平成31年3月31日(愛知県) 平成31年4月18日	リチウム電池 内蔵充電器	DE-M05- N3015BK	エレコム株 式会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品を焼損する火災が発生し た。	<p>○当該製品は、樹脂製外郭ケースが焼損し、内部の制御基板及びリチウムイオン電池セルが露出していた。</p> <p>○制御基板は、一部の部品に位置ずれがあったが、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電池セルの焼損は著しく、内部電極の正極板が焼失し、負極板も焼損していた。</p> <p>○当該製品を接続していたデジタルカメラ用ACアダプターに、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、事故発生日の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	